

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 施行規則の改正について（その1）

平成22年5月19日に交付された改正廃棄物処理法の政令・省令の改正がまもなく交付され、平成23年4月1日から施行されますが、その内容を順次掲載します。



（1）マニフェストA票の保管義務（法第12条の3第2項）

これまで、排出事業者が交付したマニフェストA票の保管は不要でしたが、新たに排出事業者の保管が義務づけられました。

①保存期間は、全ての伝票が返送されてから5年間保管

②マニフェストの返送を受けない場合は、措置内容報告書を提出した日から5年間保管
＜年間保管＞

※措置内容報告書：一定期間（規則第8条の28）内にマニフェストの写しの送付を受けないときは、規則第8条の29に規定する措置内容報告書を知事に提出する。

（2）自社処理帳簿の義務化

法第15条第1項の産廃処理施設設置許可を受けた処理施設で自ら処分する場合に加えて

①事業所の外で自ら処分を行う場合も帳簿の備え付けが義務化されました。

廃棄物の種類ごとに

運搬：生じた事業所、運搬年月日、運搬方法、運搬先ごとの運搬量
（積替保管を行う場合は、積替保管の場所ごとの搬出量）

処分：処分を行った場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量

②排出事業所内で許可対象とされていない小型焼却施設において自ら処分を行う場合も、帳簿の備え付けが義務化されました。

廃棄物の種類ごとに

処分：処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

（3）収集運搬業の許可制度改革

産業廃棄物収集運搬業（保管・積替を含まない）の許可制度が47都道府県に許可権限が集約されました。

※A県とA県B市許可⇒A県の許可で事業は可能。施行日以降はB市の許可は失効

※A県（収運）からB市（処分）⇒現行と変更なし。A県の収集運搬業とB市の処分業許可が必要

（4）廃石綿等の埋立基準の強化

廃石綿等の埋立処分について、現在の主な処分方法は二重梱包で管理型処分場への埋立であるが、破袋等事故が発生しても容易に飛散流出しないよう、固型化、薬剤処理による安定化等の措置を講じた後に、二重梱包し、管理型埋立処分場で処分しなければならないこととし、かつ、埋立後の廃石綿等が埋立地の外に飛散流出しないように覆土を行う等必要な措置を講じなければなりません。

廃棄物処理法改正の解説 ～廃棄物の妥当性の判断～ 解説その3

前回、「廃棄物の妥当性について」を解説しました。廃棄物の疑いのあるものについては、五つの判断基準に基づいて検討し、それらを総合的に判断して、有価物と認められない限りは廃棄物として取り扱う必要があります。今回は、五つの判断基準のうち、四つの判断基準について説明します。



物の性状

- ・利用用途の品質を満足して、飛散・流出、悪臭の発生等生活環境保全上支障の恐れがないこと。
- ・実際の判断にあたっては、生活環境保全に係る関連基準（環境基準等）を満足すること。
- ・性状については、JIS規格等に認められている客観的な基準がある場合には、それに適合していること、十分な品質管理がなされていること等を確認すること。

排出の状況

- ・需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

通常の取扱い形態

- ・製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が認められないこと。

取引価格の有無

- ・占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、かつ客観的に見て取引に経済的合理性があること。
- ・すなわち、処理料金に相当する金品の受領がないこと。
- ・譲渡価格が運送費等を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な価格であること。
- ・有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

占有者の意思

- ・これについては、最も重要なことですので、次号で詳細に説明します。

行政からの通知（抜粋）

～使用済み物品の適正な処理の確保～

本年8月には、使用済みの冷蔵庫を無許可で料金を徴収して収集運搬を行った事業者が、廃棄物処理業の無許可営業の疑いで逮捕され、さらに、収集した冷蔵庫を不法に投棄した疑いで9月に再逮捕される事案も発生している。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに貴管内市町村に対する周知及び指導方よろしくをお願いします。

都道府県知事又は市町村長は、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物処理業者等だけでなく、廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者に対しても、廃棄物処理法に基づく報告の徴収及び立入検査ができることから、料金を徴収して使用済み物品を引き取る場合はもとより、無料で引き取る場合や著しく低廉な価格で買い取る場合であっても、廃棄物であるとの疑いがあると判断できる場合には、報告の徴収又は立入検査を実施すること。

平成22年10月21日

環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

質問コーナー

◆許可更新手続き忘れていた◆

{問い} 平成22年9月1日に収集運搬業の許可期限が満了したが許可更新を忘れていた。しかし、収集運搬業許可更新のための講習会は平成20年11月に受講し、まだ2ケ年は経過していない。この場合許可申請はどうすればよいのか。

{答え} 許可申請時点で講習会の修了証書が期日以内（更新であるから2年以内：この場合22年11月まで）であれば、過去の新規講習会を受講したことが確認（新規許可申請のための修了証）できれば、当該更新講習の修了証をもって許可申請はできる。しかし、一旦許可期限が消失しているから新規許可申請となり、許可番号は新規となり、申請手数料も新規扱いです。